

## 3 諸外国における青少年教育施設等調査 平成24年度文部科学省委託事業

キーワード：青少年教育、施設、制度・文化的背景、指導者制度

### 1. 研究の目的

本調査では、わが国の青少年教育施設の運営等に資するため、ドイツ、イギリス、アメリカ、中国、韓国、フランスの6か国を対象に、青少年の体験活動にかかる施設の実情および青少年教育をめぐる関連事項について基礎資料を提供する。

### 2. 調査の方法

本調査は、1) 調査研究委員会による知見の整理と検討課題の抽出、2) 各国担当者によるフィールド調査と執筆、によって行った。

#### 1) 調査研究委員会による検討

岡島成行委員長（国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター）、生田周二委員（奈良教育大学）、加藤尚武委員（京都大学名誉教授）、高野孝子委員（ECOPLUS・立教大学）、長島啓記委員（早稲田大学）、野田研一委員（立教大学）、山崎美貴子委員（東京ボランティア・市民活動センター所長）、関智子、計8名である（委員長および著者以外は五十音順）。

8名の委員によって、3回の委員会を開催した。日時は、平成24年11月5日（月）、平成25年1月16日（水）、2月15日（金）であり、いずれも国立オリンピック記念青少年総合センター内で行った。検討事項は、調査方法、対象国の青少年教育にかかる課題と問題の抽出である。なお、検討された内容は、委員を兼任しない執筆者にも還元した。

2) 執筆者によるフィールド調査平成24年10月～平成25年3月上旬までの間、執筆担当者がドイツ、イギリス、アメリカ、中国、韓国のフィールド調査をそれぞれに実施し、政府および関連施設の訪問、担当者へのヒアリングと情報収集を行った。なお、フランスについては、すでに同様の調査が公表されているため、フィールド調査を行わなかった。

各国別の調査内容は、①対象国における青少年教育施設の概要 ②代表的な施設、運営団体の選定及びその概要 ③施設の現地調査 ④制度的背景 ⑤文化的背景 ⑥指導者養成について、の6項目とした。

#### 3) 執筆

文献調査およびフィールド調査の情報を整理し、執筆を行った。諸外国の青少年教育施設等調査研究委員会の委員はこれらの内容の

確認を行い、適宜修正を行った。寄稿については、同委員が執筆した。

担当者は次の通りである。

ドイツ：生田周二氏（同調査研究会委員）、イギリス：立石麻衣子氏（奈良教育大学）、アメリカ：藤 公晴氏（青森大学）・関 智子、中国：楊 帆氏（安藤百福記念 自然体験活動指導者養成センター職員）、韓国：金 二城氏（Seoul National University of Education）、フランス：中村 督氏（南山大学）。

### 3. 主な調査結果

#### 1) 国立青少年教育施設の運営形態

対象国の該当施設を調査した結果、①国立の施設は少なく、また設立されていたとしても運営は民間に任されているところがほとんどである ②国は施設の許可を与え、法整備、資金援助など民間や公立施設をバックアップする役割を担っている ③公立であっても経済的補助は非常に少なく、自助努力で運営している ④我が国の制度は非常にユニークであることなどが明らかになった。

我が国の制度は、国家が施設経営を補償することで、年間500万人の青少年が食費以外ほぼ無償で体験活動の機会を得ることができるという利点があり、親の収入により子どもの体験に格差が生じるという「体験格差」の解消などにも有効である。その一方で、経営効率の面では、経営努力、競争原理の導入など各国の制度も参考になると思われる。

#### 2) 制度的・文化的背景

ドイツには青年運動の歴史があり、ワンダーフォーゲルやユースホステルなどが生まれ、世界に広がった。ドイツの特徴はこうした民間の伝統を理解し、政府は民間を伸ばす方向で施策を続けてきていることである。多くの民間団体は会費や寄付、宝くじの収益などから資金を得ているが、公共からの支援も多い。例えばドイツ連邦青少年連合は政府からほぼ100%の財政支援を受けている。また、ドイツの教育制度はわが国とは大きく異なり、塾もなく学校が早く終わるといった状況を理解する必要がある。

イギリスは古くから世界に雄飛する伝統があり、冒険が美德とされる。貴族の子弟は狩りや乗馬、ラグビー、ゴルフなどスポーツに

励むこととされ、アウトドアスポーツが盛んである。青少年野外教育活動に関する法律があり、指導者制度や安全対策などが決められている。サッチャー政権でこの種の施設に対する支援が打ち切られ、公立施設、民間ともに打撃を受けたが、近年、徐々に回復傾向にある。

アメリカは開拓の子孫という伝統のもとに、アウトドアを楽しむことは国民の権利とされている。戦後すぐに「レクリエーションに関する省庁連携の委員会」が設立され、2000年までのアメリカのアウトドア・レクリエーションの需要予測をした上で、内務省に担当局を設置し、様々な支援の法律を整備した。それが今日のアウトドア大国としての地盤を形成した。

中国には古くから「文・武」が教育の両輪であった。戦後まもなく、青少年教育に関する委員会を設立している。毛沢東は「健康一番、学習二番」と協調した。近年では少子化の影響で体力がなく意思の弱い子どもが増加したと言われ、大きな課題となっており、探求する心、創新という気持ちを養うことが重要だと認識が高まっている。

韓国では、1987年、青少年育成法が制定され、青少年施設概念が明確になった。その後、青少年基本法（1991）、青少年活動振興法（2004）が成立し、現在の青少年活動振興院や国立施設建設の根拠となった。歴史的には1920年代に導入されたボーイスカウトやYMCA、30年代にはガールスカウトが紹介されたことが現在の青少年修練院の源流である。

フランスでは1930年代の大恐慌時代にバカンスが提唱された。休暇を取ることが経済効果をもたらすという考えで、1969年には4週間の法定有給休暇が制定され、現在では5週間に引き伸ばされている。余暇というのは単なる娯楽や暇つぶしではなく、利害を超越した実践活動をすることであり、そのために新たな職業を創造することにつながるのである。

6か国の調査を経て、いずれの国にも野外活動やボランティア活動を奨励する伝統が存在していることが明らかになった。青少年教育に体験活動が不可欠であるという点ではどの国も一致している。我が国も古くから「文武両道」、「知・徳・体」という言葉があり、青少年の成長過程においては学習とともに体験活動が不可欠であるとの認識があるが、過度な受験勉強や情報の氾濫などにより、青

年を取り巻く状況は必ずしも体験活動に有利には働かなくなっている。青少年教育施設の役割はより重要になっていくものと思われる。

### 3) 指導者制度

自然体験や社会活動などについて、国家による指導者制度があるのはドイツ、イギリス、フランス、中国、韓国である。アメリカは国家資格ではなく様々な民間制定の資格がある。安全性などの課題があるため各国でしっかりと資格制度が求められている。

国家主導の指導者制度がないのは我が国とアメリカだが、アメリカには民間主導の確固たる指導者制度があり、社会的な信頼を勝ち得ている。我が国にはまだ青少年教育における確たる指導者制度は存在していない。自然体験活動やボランティア活動などの分野で指導者制度が整備されつつあるが、誰もが安心できる制度を早急に確立すべきであろう。

こうした中で注目されるのは、フランスのアニマトゥール制度と、指導者制度ではないが、ドイツの青少年指導者カード制度及びイギリスのエジンバラ・アワードである。

これらは、いずれも若者や学生に社会参画を促す絶好の機会となっている。我が国では大学生の社会参画が非常に少なく、今後この方面での施策の充実が求められるようになるだろう。学生の社会参画が促されれば、学生の成長につながるとともに、社会の各方面に新鮮な刺激を与える。青少年施設にとっては、ボランティアや指導者としての学生の参画が進めば、経費節減につながるし、子どもたちにとっても良い目標となる。この分野における研究が急がれる。

## 4. まとめ

世界の青少年教育施設のあり方は多様である。各国に青少年教育に対する独特の思想、歴史があり、深く理解するためには国家の成り立ちから解きほぐさなければならないほどである。このような知見を基盤に、わが国と諸外国の共通点と相違点に深く接触することは、今後ますます必要となる世界各国との対話に、特に役立つのではないかと考える。

最後に、本調査報告書は、国立青少年教育振興機構ウェブサイトから全文がダウンロードできますので、ご活用ください。

URL:[http://www.niye.go.jp/kenkyu\\_houkoku/contents/detail/i/73/](http://www.niye.go.jp/kenkyu_houkoku/contents/detail/i/73/)

(文責 青少年教育研究センター主任研究員 関 智子)